

3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針①

<令和4年春のテーマ> しめよう！シートベルト

<運動期間> 春：令和4年3月1日～5月31日（3ヶ月間）

<参画団体> 地方公共団体、JA、農業機械メーカー、その他農業関係団体など約800団体

主な取組内容（春の運動の展開方針）

重点推進テーマに基づいた推進活動

① 農業者への声かけ運動

農業者を取り巻く地域の方々が、農業者の集まる講習会、座談会、イベントのみならず日常的な業務活動等においても、農業者に対して、乗用型トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける

② 研修を通じたシートベルト装着効果等の理解増進

農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」の開催を推進するとともに、この中で農業者に対して乗用型トラクター運転時のシートベルト装着の効果等について周知を徹底する。

その他の継続的に推進する取組

① 都道府県・地域単位の推進体制の強化

② 農作業事故情報の収集・分析

③ 公道走行時の法令遵守

④ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」やGAPの周知・実践

⑤ 労災保険特別加入の促進

3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針②

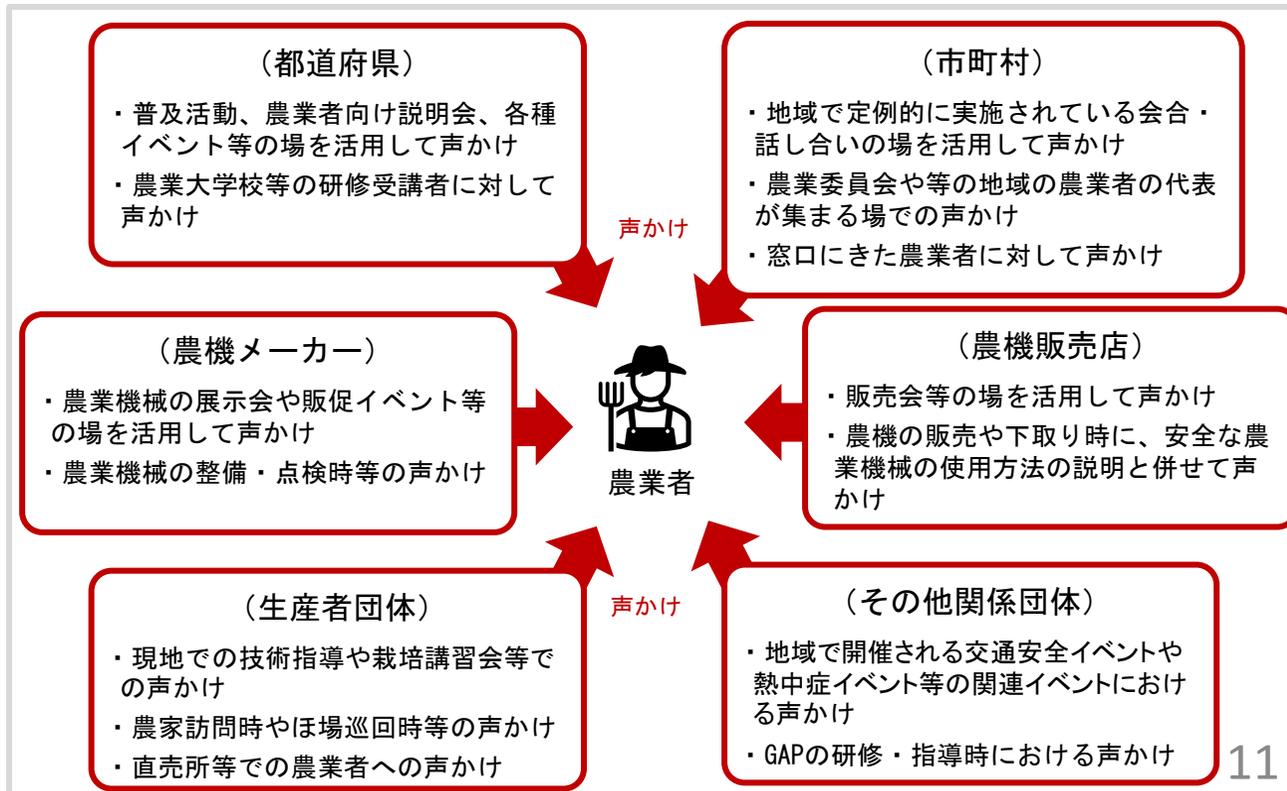
(農業者への声かけ運動)

- 農業機械（農耕作業用特殊車）における交通事故の発生データから、シートベルトの装着により事故発生時の死亡率を大幅に低減できることが明らかになっていることから、農業者を取り巻く地域の方々が、農業者の集まる講習会、座談会、イベントのみならず日常的な業務活動等においても、**農業者に対して、乗用型トラクター運転時のシートベルト装着を呼びかける**（声かけ運動）。
- 声かけ運動の取組状況については、春の運動期間終了後に取りまとめの上、秋の推進会議において参画機関等と情報共有。

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況（平成27～令和元年）

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
1/8 非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合計	156	209	381	746

声かけ運動のイメージ



3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業安全に関する研修)

- 農業者を対象とした「農作業安全に関する研修」の開催を推進するとともに、この中で農業者に対して乗用型トラクター運転時のシートベルト装着の効果等について周知を徹底する。
- 都道府県段階、地域段階の農作業安全対策を推進する主体（以下、農作業安全協議会等という。）等は、この春の農作業確認運動期間において、農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催を企画し、令和4年度中に研修を開催する。

研修の実施主体

- 都道府県・地域段階の農作業安全推進協議会等の推進組織又はその構成員（行政機関、生産者団体、農業機械の製造・販売業者等）

研修の開催方法

- 農作業安全に関する研修は、農業者等が参加する既存の会議、集会、講習会等に農作業安全の要素を付加(+ (プラス)安全)した形式で開催するなど、地域の実情に応じ様々な形態で開催

研修の講師

- 日本農業機械化協会等が実施している研修において育成された「農作業安全に関する指導者」を積極的に活用

【農作業安全に関する指導者の例】

都道府県・市町村職員、JA職員、農業機械メーカー、販売店の社員、農業機械士、労働安全衛生コンサルタント、指導営農士・農業経営士、GAP指導員など

農作業安全に関する基礎的な研修(基礎研修)

- ・全ての農業者を対象とし、共通して身につけておく必要がある知識等を習得する基礎的な内容
- ・農林水産省が提示するカリキュラム「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に即したものの

農作業安全に関する実践的な研修(実践研修)

- ・基礎研修の受講者相当の知識等を有する者を対象とし、地域における営農体系や事故実態に応じた、実践的な内容
- ・研修の例
 - 農業機械の適切な点検・整備に関する研修
 - 農業機械の適切な使用方法に関する研修
 - 農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修 など

研修のスケジュール

春の運動期間後に参画機関の研修の企画状況をとりまとめ、秋の農作業安全確認運動推進会議で共有する。



3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業安全に関する研修～基礎研修～)

- 農林水産省が提示する令和4年度研修コンテンツ「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」に即したものを。
 - 全ての農業者を対象とし、**共有して身につけておく必要がある知識等を修得する基礎的な内容**とし、**全ての地域において企画することを目指す。**

研修実施の留意事項

- 所要時間：30分程度を想定
 - 研修コンテンツの内容
「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」
 - ・ 農作業事故の様々な影響
 - ・ 農作業事故の現状
 - ・ 乗用型トラクター事故の傾向と対策
 - ・ 乗用型トラクター事故の被害軽減
- A 4
4 枚程度
- R4年度から、以下の事業において、本研修の受講を、補助金等の受給要件に該当する研修の一つとして位置づけ
 - ① 環境保全型農業直接支払交付金
 - ② 強い農業づくり総合支援交付金
- 〔上記事業の受給者に対しては、求めに応じて受講したことを証明する書類を発行する。〕
- 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」の映像資料等の活用も検討

研修コンテンツ(イメージ) 「乗用型トラクター事故の発生状況とシートベルト装着による効果」

I 農作業事故は、あなただけではなく、家族や地域にダメージ

○ 被災者の想いを知ってください

千葉県在住 当時50歳の男性
ロータリに巻き込まれ、右足の感覚が全くなかった

【事故の原因】

- ・ トラクターを小さな段差近くで停車したが、駐車ブレーキをかけずに降車した
- ・ 降車の際にPTOを切らなかった

【被災者本人のコメント】

「事故が起きるまで、全く危険の予測がつかなかった。普段通りの作業なので慣れており、危険はないものと思っていた。」

露地野菜中心、約2ha経営
JAの部会長を歴任し、ラジオ出演経験もある地域の中心的存在

事故をきっかけとして
本人が**離農**

・ 近所の親戚や妻が営農を引き継ぎ
・ 医療費（生命保険のみ加入）と
・ 経営損失が大きな負担

※ 被災者本人が、自分と同じ目に遭う人を一人でも減らせばと願い、情報を提供してくれました



実際の負傷の様子

○ 農作業事故には様々な影響があります

農作業事故発生

○ **身心への影響**

- ・ 治療や後遺症による**肉体的なダメージ**
- ・ 自分の過失に対する**心理的・精神的なダメージ**

労働力の減少・喪失

○ **経営への影響**

- ・ 治療費の負担、休職中や後遺症による収入減少・債務増加、代替労働力の確保、新たな機械の調達等による**金銭的なダメージ**
- ・ 作業能力の低下、代替労働力が確保できない場合の作業停滞等による**事業継続へのダメージ**

最悪の場合、経営破綻 離農

○ **地域農業への影響**

- ・ 離農した場合、農地を引き受けてくれる担い手が確保できなければ、耕作放棄地が発生するといった**地域の未来へのダメージ**

農作業事故の様々な影響

IV 乗用型トラクター事故における被害軽減に向けて

トラクター等の交通事故による死亡者数

シートベルト着用あり シートベルト着用なし

3人 148人

12.5%

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況 (平成27～令和元年)

	死亡者	重傷者	軽傷者	合計
シートベルト着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
未着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合計	156	209	381	746

※ 農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況 (平成27～令和元年)の内訳 (公財) 交通事故総合分析センターの集計結果より作成

安全フレームを適切に使用し、シートベルトを着用していれば転落・転倒時に安全域にとどまれる確率が高い

死亡事故や重傷事故を防ぐため、安全フレームの適切な使用と、シートベルトの着用を徹底!!

講義を振り返り、農作業安全に関するそれぞれの取組目標(約束ごと)を定めてみましょう。また、それを実践するようお願いいたします。



乗用型トラクター事故の被害軽減

3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針③

(農作業安全に関する研修～実践研修～)

- 基礎研修の受講者相当の知識等を有する者を対象とし、**農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習、農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修**など、地域に於ける営農体系や事故実態に応じた、より実践的な内容とする。

実践研修のイメージ

① 農業機械の適切な点検・整備に関する研修

○ 農業機械士等による点検・整備の指導

機械の整備不良に起因する事故や整備中の事故を防止する観点から、農業機械に精通する農業機械士等が適切な点検・整備方法を指導する研修。



農作業機械の点検に関する現場指導

② 農業機械の適切な使用方法に関する研修

○ 農業機械を使用した実技演習

依然として事故の多い、乗用型トラクター、歩行型トラクター、農用運搬車、農薬防除機、刈払機、などの農業機械について、適切な使用方法を実技形式で指導する研修。

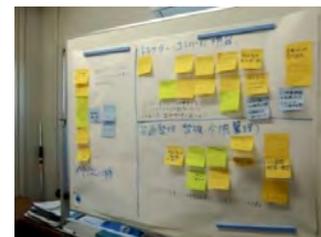


適切な耕耘機の走行演習

③ その他農作業安全に係る発展的な研修

○ 専門家を交えた話し合いによる問題点の洗いだし

農業者のヒヤリハットの体験に基づき、農業安全アドバイザー等の専門家と農業者による対話型研修を実施し、作業の問題点洗い出すとともに、専門家による改善策の助言等を行う研修。



研修受講者の意見を基に専門家が問題点・改善策を助言する対話型研修の様子

○ 農業機械以外の農作業に関する事故防止研修

- ・ 果樹栽培で事故の多い脚立、梯子による高所での作業や、農薬防除作業
- ・ 家畜の管理作業
- ・ ビニールハウス等の施設管理作業など栽培から施設管理までの安全な作業方法を実技形式で指導する研修。

<対策のポイント>

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**農作業事故に係る原因・影響分析調査**を実施するとともに**都道府県推進組織等の農作業安全対策の活性化に向けた支援**を行います。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少(304人[平成29年] → 185人[令和4年])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農作業事故に係る原因・影響分析調査

農作業事故に係る情報を収集し、農作業事故の周辺環境等の発生要因を詳細に分析するとともに、**農作業事故が農業経営に及ぼす影響を定量的に分析することにより、農作業事故防止に向けた啓発資料を作成し、農業者への周知を図る取組を支援**します。

1. 農作業事故に係る原因影響分析調査

- 個別の農作業事故の状況調査
- 農作業事故の原因分析、農業経営に及ぼす影響分析
- 農作業事故防止の普及啓発資料の作成及び農業者への周知



2. 農作業安全に係る都道府県推進組織等の取組の活性化に向けた支援

① 農作業安全に係る都道府県推進組織等への支援

農作業安全に係る都道府県段階の推進組織等が、**農業機械・装置の点検、操作方法等、農作業安全に係る発展的な実技研修を行う場合、研修実施に係る諸費用を支援**します。

2. 農作業安全に係る都道府県推進組織等の取組の活性化に向けた支援

都道府県段階の協議会等



情報収集

民間団体等

・農作業安全に資する効果的な研修のあり方を整理

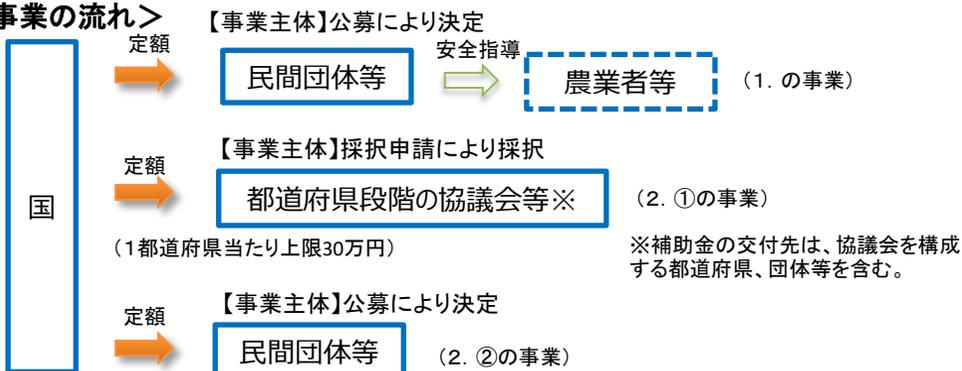
フィードバック

自ら研修を実施 (重点実施地域)

② 農作業安全に係る民間(推進)団体への支援

①の都道府県段階の推進組織等の農作業安全に係る活動状況を収集・整理し、各推進団体に対して効果的な実技研修の実施手法の共有を民間団体が行う場合及びそれを活用した研修を民間団体が自ら行う場合の費用を支援します。

<事業の流れ>

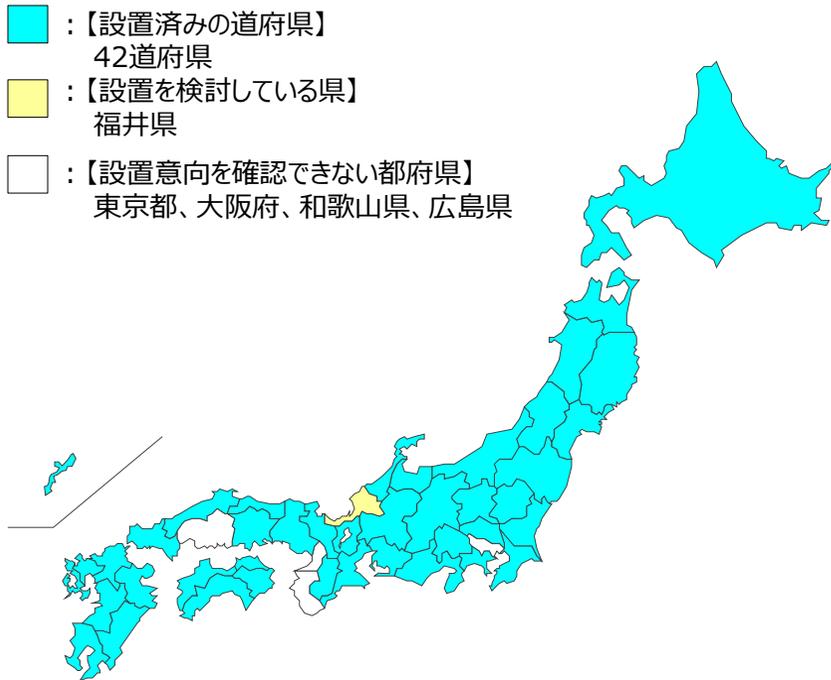


3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針④

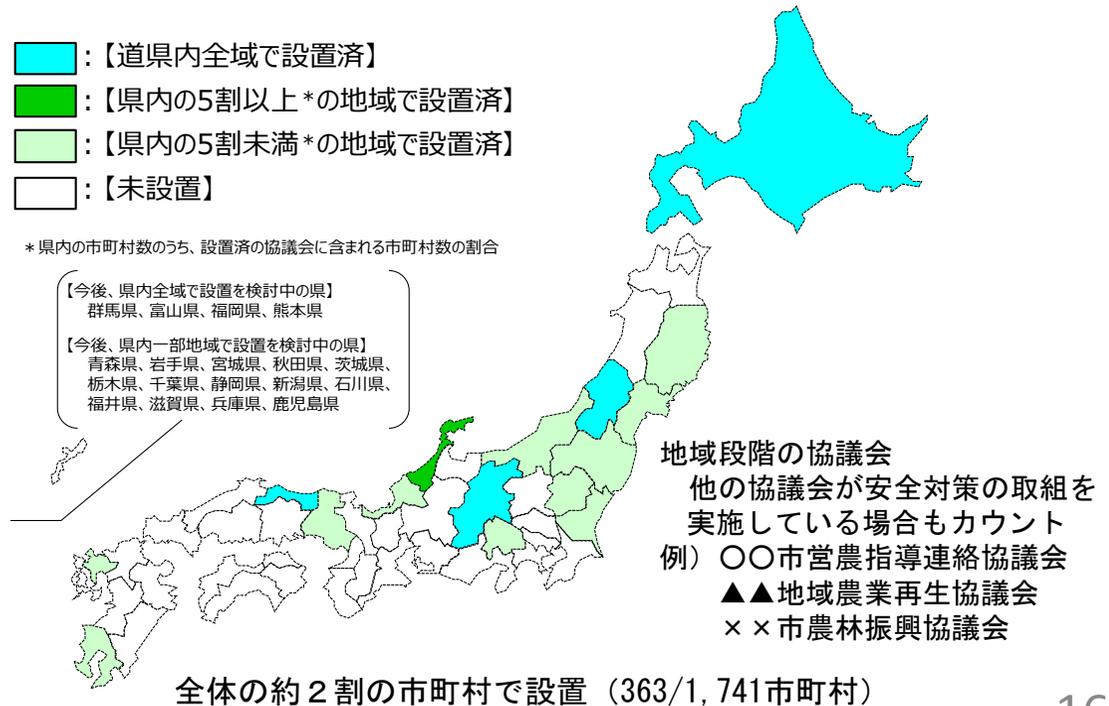
(都道府県・地域段階の推進体制の強化)

- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、推進協議会等を設置を通じて、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 県段階の協議会では全国42道府県で設置が確認されている一方で、地域段階の協議会は一部の地域での設置に止まる状況であることから、引き続き、地域の実情を勘案しつつ、設置の促進を図る必要。
- 地域段階の協議会の設置状況等については秋の運動までを目途に調査を実施予定。

都道府県段階の設置状況
(令和4年1月時点)



地域段階の設置状況
(令和3年3月15日時点)



3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針⑤

(農作業事故情報の収集・分析)

- 令和2年6月より都道府県、農機メーカー等からのケガを含めた農作業事故情報の収集・報告の取組を強化し、毎月の報告にするとともに、調査結果をMAFFアプリや農林水産省HP等で毎月公表。
- **令和3年は366件の報告があり、調査開始以降最も多い報告数**であった。
- 引き続き農作業事故情報の収集・報告をお願いするとともに、各地域においても事故の実態を分析するなど、農作業安全対策の検討に活用いただきたい。

都道府県、農機メーカーからの事故情報
(令和3年1月～令和3年12月報告分)

農作業事故調査の事例紹介

報告件数	366件 (前年:326件)
うち 都道府県のみからの報告	335件 (前年:278件)
〃 農業機械メーカーのみからの報告	41件 (前年:35件)
〃 両方からの報告 (都道府県、メーカー)	20件 (前年:13件)

死亡事故の報告件数	151件
負傷事故等の報告件数	215件

* 報告数は令和4年1月末日時点

農作業事故情報の収集・分析は、効果的な農作業安全対策の検討を進める上で極めて重要です。ここでは、事故情報の収集を積極的に行っている県の事例を紹介します。

鹿児島県における農作業事故の調査について

<取組のポイント①>

「鹿児島県農作業事故調査実施要領」を定め、県内の調査体系等を明記。

5 調査フロー

- (1) 農作業事故発生(死亡・負傷)
警察、消防、新聞、メディア等の情報により事故を把握する。
- (2) 地域振興局・支庁農政普及課において事故調査を実施
市町村、警察、消防等と協力し、事故調査を実施する。
- (3) 事故調査の結果を経営技術課へ報告
(2)の事故調査の結果を事故発生から7日以内に経営技術課へ報告する。
- (4) 事故発生状況の情報提供
経営技術課において、(3)の報告による事故の発生状況を毎月取りまとめ、県HPへ公表する。

「鹿児島県農作業事故調査実施要領」の抜粋

<取組のポイント②>

各市町村長等の関係機関に対して、事故調査を行う際の情報提供等の協力依頼を发出。

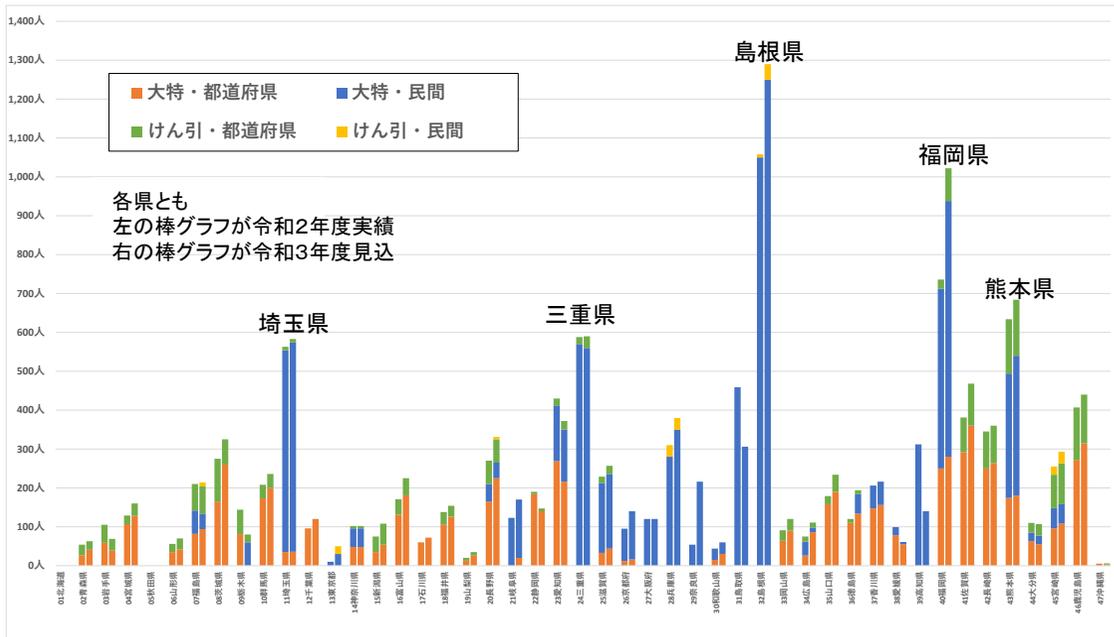
○ 調査協力の依頼先

- ・各市町村長
- ・鹿児島県警察本部長
- ・各警察署長
- ・各消防局(組合)長
- ・各農業協同組合長
- ・各農業共済組合長
- ・県農業機械商業協同組合長
- ・各農業機械整備施設の長
- ・農業機械メーカーの長

3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針⑥ (公道走行時の法令遵守)

- 農業者の大型特殊自動車免許等の取得研修の実施状況について、令和3年度の実施見込を調査したところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、**前年度比11%増**に止まっていること、研修の実施状況には**地域間で差が見られる**ことが明らかになった。
- 当該調査については令和4年度も実施を予定しており、引き続き、地域の実施状況を踏まえ**大型特殊自動車免許等の取得機会の更なる拡大**に取り組む。
- また、公道走行時の保安基準の遵守を図る観点から、①農業機械メーカーは公道走行に必要な灯火器類等を標準装備したモデルの販売、②都道府県、農業者団体、農機販売店等は公道走行時の灯火器類の設置について農業者への周知等を通じて、**公道走行時の法令遵守の徹底を働きかける**。

大特免許等の取得研修実施状況調査の結果



※ 上記は、農業者向けの研修の受入れ人数を示している。都道府県によっては、一般の自動車教習所で農業者が免許を取得する取組が広く普及している場合があるため、関係機関の農業者向け研修の実施が少ない場合がある。また、県農業機械協会が教習所での免許取得予定者へ紹介状を発行し、費用を割り引く(秋田県)等の取組も存在。

	令和2年度 実績	令和3年度 見込
大特(都道府県)	3,916	4,435 (+13%)
大特(民間)	5,057	5,546 (+10%)
小計	8,973	9,981 (+11%)
けん引(都道府県)	1,309	1,384 (+6%)
けん引(民間)	59	136 (+131%)
小計	1,368	1,520 (+11%)
合計	10,341	11,501 (+11%)

単位：人
()内は対前年比

【免許取得機会拡大の事例】 農耕車に係る大型特殊自動車免許等の取得機会拡大に係る取組事例集

- ◆ 作業機を装着した農耕トラクタの公道走行について、農業者については2019年4月、けん引については2020年4月から道路運送車両法における保安基準の緩和措置が可能となり、作業機を装着したトラクタであっても、**大型特殊自動車免許が必要**となる。農業者は農機販売店に申し込む**公道走行研修**が最も身近な研修となる。
- ◆ トラクタをはじめとした農業機械において、公道を走行する(講習)を伴う研修が多く存在しており、**交通安全講習中の講習は、講習への申し込みも農機販売店の研修**によるものです。講習研修や農機販売店自身の研修をおこなう場合は、**交通安全講習**に、農業者の大型特殊免許等の取得機会の拡大に貢献し、研修機会を拡大することが期待されています。

関係団体における取組事例

事例① 三重県農業機械化協会 一年生を通じた研修の実施

【令和2年度：600名(予定)】【大型研修：56回(各回10名)】

- ◆ 研修の特徴
 - 施設は正員まで三重県農業機械化協会、三重県農科大学が併せて実施している研修。研修は農機販売店に申し込むことで実施される。
 - 交通安全講習中の講習は、農機販売店の研修による。
 - 交通安全講習中の講習は、農機販売店の研修による。
 - 交通安全講習中の講習は、農機販売店の研修による。
- ◆ 研修の講師は、三重県農業機械化協会のネットワークを駆使し、農機販売店や農機販売店自身の研修員が担当する。
- ◆ 研修費用は研修費に研修費が追加され、農機販売店の研修員が研修費を割り引く。

(問合せ先) 三重県農業機械化協会事務局 (三重県農科大学1F大ホール)
TEL: 059-222-1111 FAX: 059-222-1120
http://www2.nhk.or.jp/~a-nr/

事例② 鳥取県農業協同組合連合会 JAグループが主体となった研修

【令和2年度：1,200名(予定)】【交通安全講習：1回(各回10名)】【けん引：5回(各回5名)】

- ◆ 研修の特徴
 - 県内の農機販売店で研修(計10地区)。これにより、広域のけん引研修の研修員を確保。
 - 研修の講師は農機販売店の研修員が担当し、農機販売店の研修員が研修費を割り引く。
 - 交通安全講習中の講習は、農機販売店の研修による。
 - 交通安全講習中の講習は、農機販売店の研修による。

(問合せ先) 鳥取県農協連合会 0853-22-8840

【農業者向けチラシ】

道路を走るときはルールを守りましょう

交通安全講習を受ける必要があります

農機販売店に申し込むことで実施される公道走行研修

(参考) 大型特殊自動車免許等の取得機会の拡大事例

JAグループ岡山 (運転免許センターへの試験用トラクター寄贈)

- 作業機を装着したトラクターの公道走行が可能となったことから、大特免許の取得に対する関心が高まり受験者数が年々増加。
- 大特免許の取得は運転免許センターで実施しているが、同センターには試験車両(トラクター)が無く、農耕車限定免許の試験を受ける場合は、受験者自らが試験車両を用意して運転免許センターに持ち込む必要があり、個人での受験が困難であった。
(※試験車両として使用できるトラクターには一定の条件があり、免許センターの事前確認が必要)
- そのため、JAグループ岡山では、大特免許の受験環境を整え、受験者の負担低減を図るため、令和3年11月25日に、運転免許センターに試験用トラクターを寄贈。
- これらの取組により、大特免許取得の促進が期待



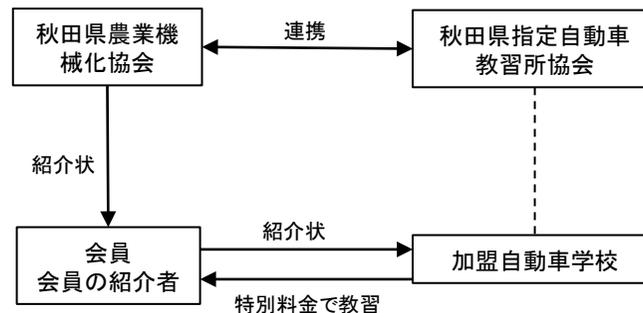
寄贈されたトラクター



贈呈式の様子

秋田県農業機械化協会 (大特免許取得教習料金の特別割引制度)

- 秋田県農業機械化協会と(一社)秋田県指定自動車教習所協会が提携し、大型特殊免許取得教習料金の特別割引制度を設立。
- 機械化協会の会員もしくは会員の紹介者は、機械化協会からの紹介状を教習所に提出することで、特別料金(教習料金の1割引程度)で教習を受けることが可能。
- これらの取組により、令和2年の秋田県における大特免許取得者数は、対前年比2.7倍
(令和元年:914人 → 令和2年:2,469人(+1555人))



3. 令和4年春の農作業安全確認運動の取組方針⑦ (その他)

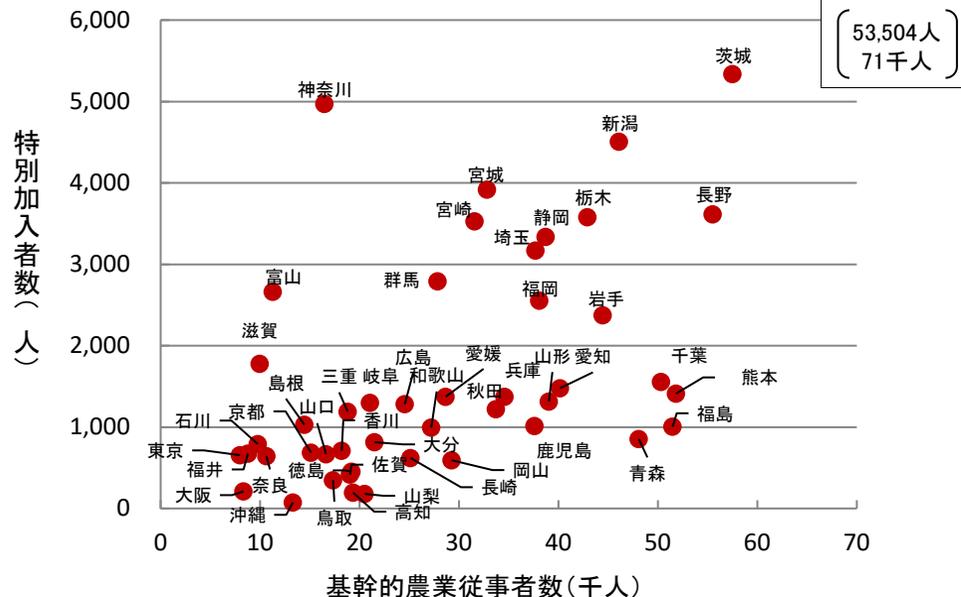
- 農業者が具体的な対策を講じられるよう、引き続き、**作業安全規範やGAPの周知・実践**を働きかけ。
- 農業者の労災保険特別加入者数は近年横ばいで推移しており、都道府県別の加入状況には地域差がある。そのため、**地域毎の加入状況を踏まえ、特別加入団体の設置及び農業者の加入促進**を図る。
- そのほか、ステッカーやポスターなどの啓発資材を用いた周知活動を推進。

【労災保険特別加入者数の推移(農業)】

(単位:人)

H27	H28	H29	H30	R元
128,297	128,947	129,339	129,291	128,784

【都府県別の基幹的農業従事者数と特別加入者数】



※ 特別加入者数:令和元年度労働者災害補償保険事業年報
基幹的農業従事者数:農林業センサス

啓発資材を用いた集中的な周知活動の推進

安全フレームやシートベルト等の設置・着用に特化したステッカー配布やポスター募集・配布を行うことで、集中的に周知。

- シートベルト・ヘルメットの着用を喚起する農作業安全ステッカーの作成・配布。
(3月配布予定、総数50万枚)
- 重点推進テーマに即したポスターを募集。
(4～6月募集・8月表彰予定)

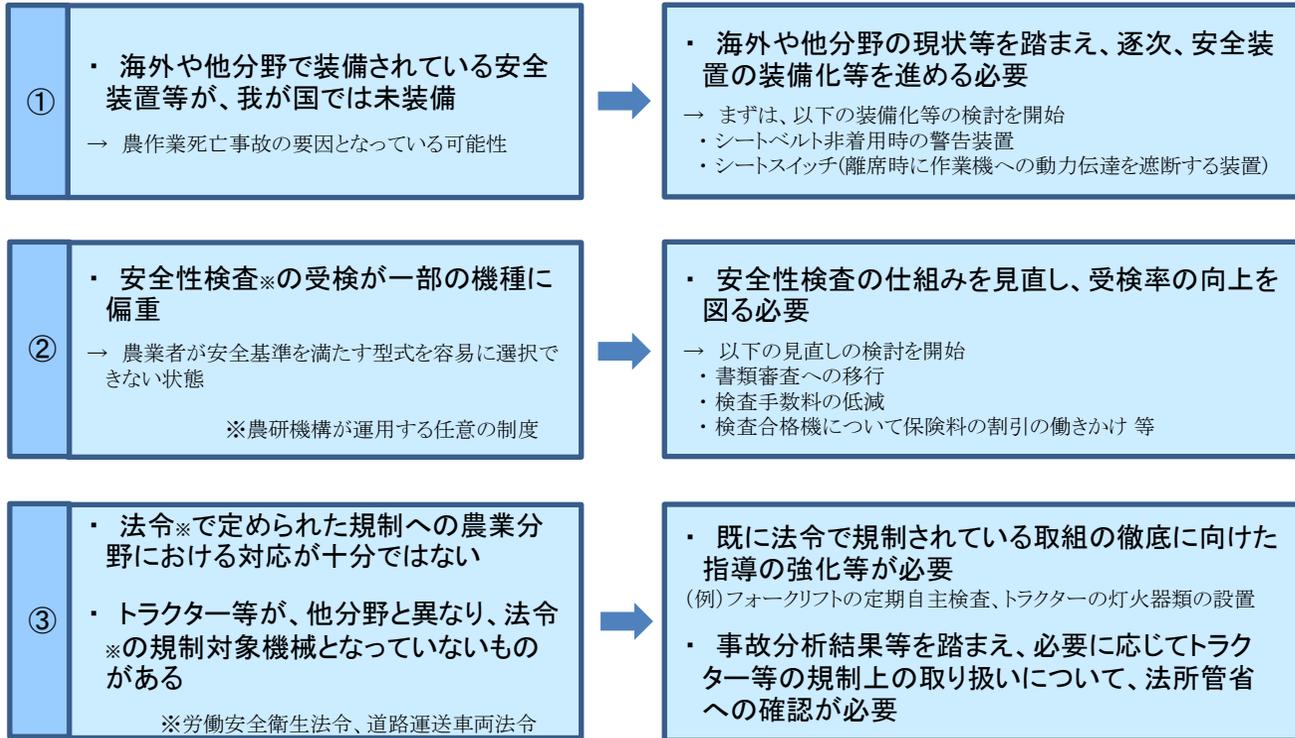


令和4年ステッカー
(仕事猫とのコラボ)

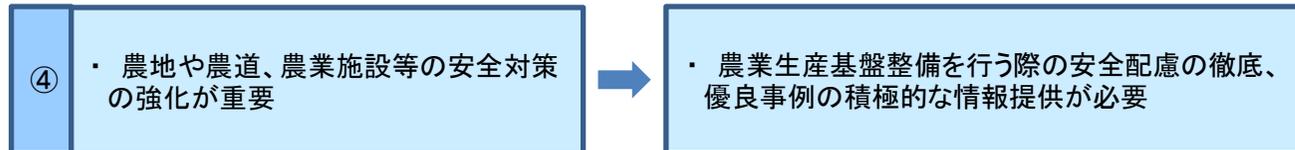
農業は毎年300件前後の死亡事故が発生。就業人口10万人当たりの死者数も増加傾向にあり、他産業との差は拡大している。労働安全が未だ十分に確保されていない状況に、農業関係者は強い危機感を抱くべきであり、農作業安全対策を幅広い観点から更に積極的に展開すべき。

農作業環境の安全対策の強化

【農業機械の安全対策の強化】

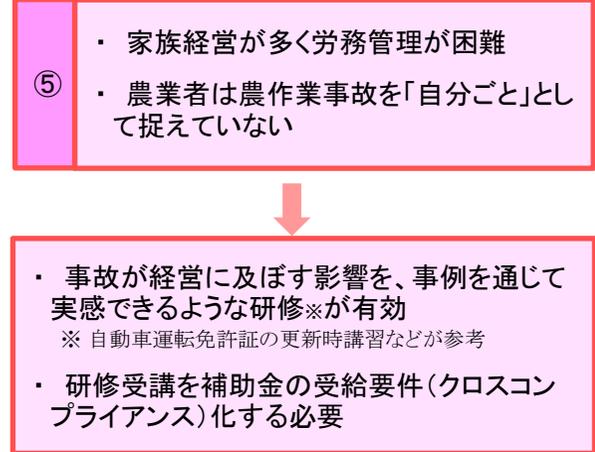


【農地、農道、農業施設等の安全対策の強化】

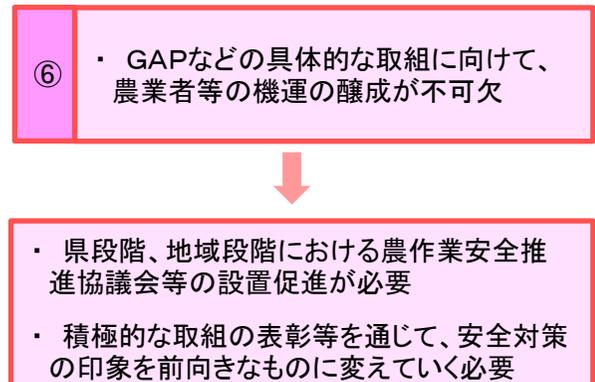


農業者の安全意識の向上

【研修体制の強化】



【現場の取組の活性化】



(参考) 農作業安全検討会における検討経過

- 農林水産省では、農作業における安全対策の強化を図るため、昨年2月に農業者・農業者団体、労働安全に係る有識者、農業機械関係団体等の関係者からなる「農作業安全検討会」を設置し、5月にはその検討の結果を「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」としてとりまとめ。
- 中間とりまとめを踏まえ、農作業安全検討会の下に、①安全性検査基準検討部会乗用型トラクター分科会、②安全性検査制度検討部会の2つの部会を設置し、農業機械メーカー等の関係者と検討を実施。乗用型トラクターについて、海外や他産業と同様の安全装備を令和7年から装備する方向で合意したほか、（国研）農研機構が実施する安全性検査制度についても見直しに向け検討中。

乗用型トラクターの安全基準

1 シートベルトリマインダー

- ・ 道路運送車両法の保安基準における自動車の警報装置の要件を参考に、視覚及び聴覚による警報を基準化。
- ※ シートベルトを締めずに一定時間以上走行すると警報ランプと警報音で警告。

2 シートスイッチ

- ・ EUと同様に、車両が停止している際に離席後7秒以内にPTOの駆動が停止するシートスイッチの装備を基準化。

3 新基準の適用時期

- ・ 令和7年度から新基準の適用を開始。

安全性検査制度の見直し

1 対象機種

- ・ 乗用型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機、歩行型トラクターは、順次、安全装備検査基準を個別に検討した上で実施。
- ・ スピードスプレーヤー(SS)については、別途分科会を立ち上げた上で必要な安全対策を検討。

2 開始時期

- ・ 乗用型トラクターの新基準の適用時期である令和7年4月と整合させることとし、その間は現行制度を継続する。

3 書面審査

- ・ 安全性検査の可否の判断を、実機検査に代えて書面で行う。
- ・ 書類や申請手続きを簡素化する。

4 製品アセスメント

- ・ 検査実績が十分ではない機種は、対象機種から一旦除外した上で、安全性能を評価及び公表する「製品アセスメント」を行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種への移行を進める。22

<対策のポイント>

より安全な農業機械の普及促進を図るため、**農業機械の安全性能アセスメント**を実施するにあたり、令和4年度は農業機械の安全性能評価を行うための具体的な**試験・評価手法を確立**します。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少 (304人 [平成29年] → 185人 [令和4年])

<事業の内容>

農業機械の安全性能評価を行うための具体的な試験・評価手法を確立し、メーカーに対し安全性の高い農業機械の開発を促すとともに、農業者が安全性の高い農業機械を選択しやすい環境を整備することで、安全な農業機械の普及促進を図ります。

① 試験手法の確立

事故発生時の安全性能評価及び事故の発生を未然に防ぐ予防安全性能評価を行うためのデータを収集するとともに、具体的な試験手法を確立します。

② 評価手法の確立

収集したデータに関して農業機械の安全性適合範囲の決定等を実施し、評価基準（評価点の在り方等）を策定するなど、評価手法を確立します。

①、②で確立した実施手法を活用し、令和5年度以降に安全性能アセスメントを実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 試験手法の確立

<事故発生時の安全性能評価>



転倒試験



非常停止装置

<予防安全性能評価>



保護装備



自動停止装置

データ収集

② 評価手法の確立



○性能評価 △性能評価 ×性能評価

収集したデータ

評価基準
の策定